

景観専門委員会の今後の流れと 基本方針検討手順について

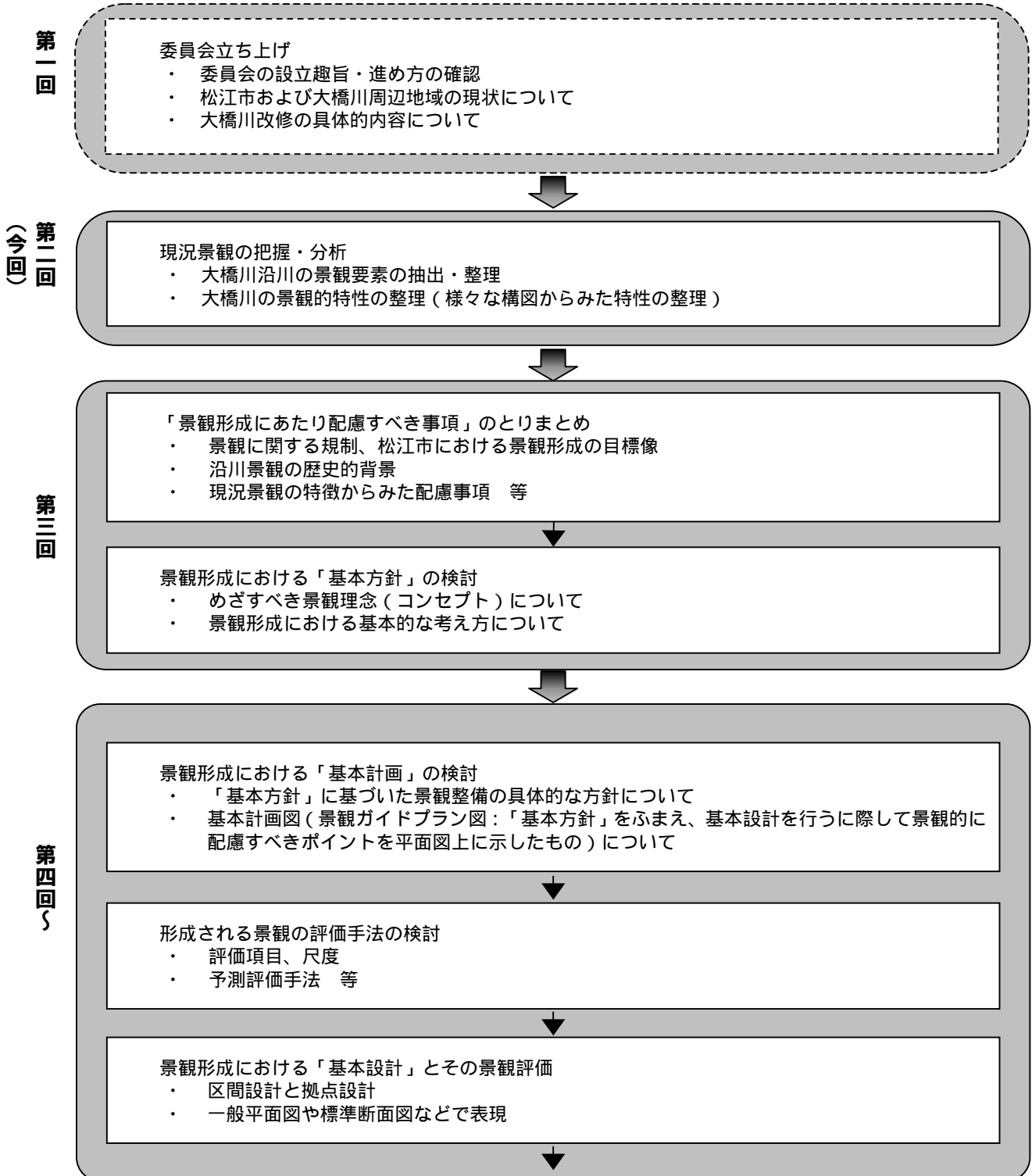
1. 景観専門委員会の今後の流れについて..... 1
2. 景観形成における「基本方針」の検討手順について..... 2

平成 18 年 1 月 26 日

1. 景観専門委員会の今後の流れについて

景観専門委員会における今後の主な検討項目（案）を以下に示す。なお、検討項目の抽出及びその流れについては、河川における景観整備の一般的な流れや景観アセスメント（参考資料添付）の流れを参考にした。第4回以降の検討項目に関しては、大橋川周辺まちづくり検討委員会および景観専門委員会の進捗等をふまえながら、今後詳細を検討していくものである。

また、自然的要素の大きい中流区間・下流区間については、今後の「環境検討委員会」の検討結果を十分にふまえ、景観検討内容に反映させていくこととする。



2. 景観形成における「基本方針」の検討手順について

次回の第3回景観専門委員会では、大橋川沿川の景観形成における「基本方針」について、検討する予定となっている。

ここでの景観形成における「基本方針」とは、「めざすべき景観理念」と「景観形成における基本的な考え方」の2点で構成される。

景観形成における「基本方針」の内容について

めざすべき景観理念（キャッチフレーズ）

「対象範囲の景観設計を一言で言い表す考え方」（コンセプト）である
多くのプロセスと多くの関係者によって良好な景観形成が図られていくために、共通の立脚点に立たせるような大きな方向性を示す言葉とする

【例】

- ・ の歴史を感じさせる川
- ・ あたかも従前からそこにあったように自然な、そして人々が利用しやすい水辺空間
- ・ の豊かな自然と の歴史的風情から成る景観の保全



具体化



集約

景観形成の基本的な考え方

「めざすべき景観理念」をより具体的にして、目指すべき方向性を示すもの
景観アセスメントの手順に則り、具体化にあたっては、「周辺の景観等への配慮の考え方」や「住民等の利用を考慮した整備の考え方」の視点を含める。

【例】

<全体>

- ・ の開放的な眺望景観を保全する。
- ・ 自然な水辺空間を創出するため、堤防、高水敷、水際部を一体に捉え、つながりのある空間とする。
- ・ 船上からの景観に配慮する。
- ・ かつての面影を伝える風情へ配慮する。

<利用面>

- ・ 現状の生活道路などを活用し、水辺への近づき易さを確保する。
- ・ 上下流との連続性に配慮し、にぎわいの拠点としての魅力を高める。

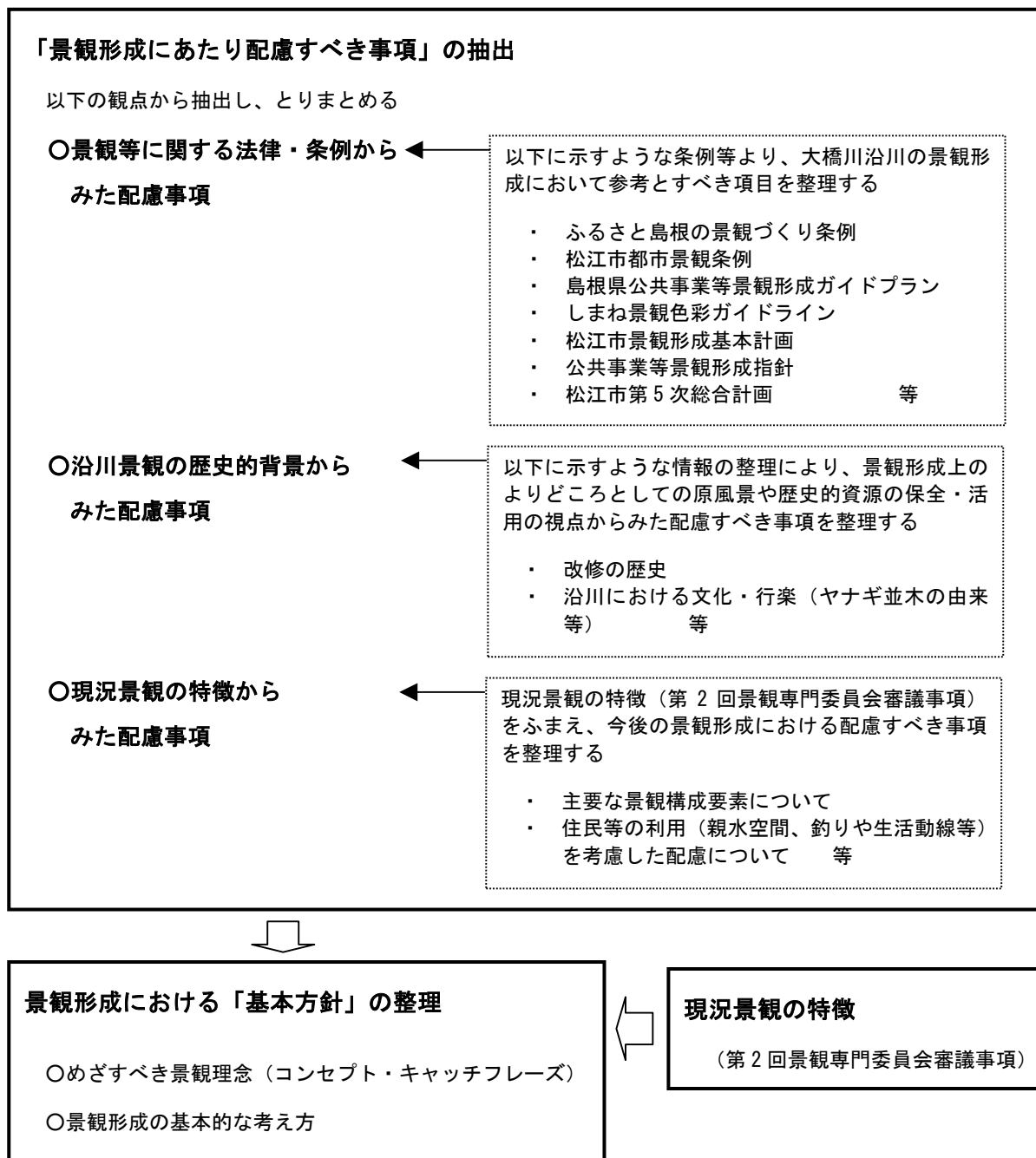
<構造物>

- ・ 歴史的な景観となじむ簡素で控えめなデザインとする。

以上の内容を踏まえ、景観形成における「基本方針」の検討手順について以下に示した。

「基本方針」は、様々な観点から抽出した「景観形成にあたり配慮すべき事項」と現況景観の特徴を元にとりまとめる。

景観形成における「基本方針」の検討の流れ



なお、「基本方針」の設定においては、その検討過程において区間（上・中・下流）・区域（ゾーン）に分けて設定した方が良いと判断された場合は、現況景観の特徴を踏まえ、適宜、区間・区域毎に分けて設定することとする。

参考資料 景観アセスメントについて

景観アセスメントとは、平成15年7月に策定された「美しい国づくり政策大綱」内の施策展開に位置づけられた景観評価のシステムであり、現在、全国50箇所程度で試行されている。なお、現時点では試行段階ということで、正式なガイドラインは示されていないが、「景観アセスメント」の指針となる「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）（平成16年6月策定）」（以下、基本方針（案）と記す）が示されており、原則として、その流れに沿って景観形成の手順を踏んでいくこととする。

○「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）（平成16年6月策定）」の主なポイント

1. 景観形成の基本的な考え方、方向性などを「景観整備方針」として明確化する。
2. 景観評価に当たって、専門的な立場から指導・助言する「景観アドバイザー」を任命する新たな仕組みを導入する。
3. 住民や学識経験者等にインターネットやワークショップ等により情報提供し、広く意見聴取に努める。
4. 各段階で「景観整備方針」に基づき適切に形成されているか「景観の評価」を実施する。

公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムについて

景観評価の目的

- 景観に配慮した良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべき性格を有する
- 事業実施に当たり、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の関係者の多様な意見を聴取し、**景観形成にあたり配慮すべき事項**や**景観整備方針**等を策定し、それに基づき**予測・評価及び改善措置等の検討**を実施し、事業に反映することにより、景観に配慮した社会資本整備を推進する

景観評価実施による効果(イメージ)

景観に配慮した道路防護柵

従来



(従前はCGによる再現)

実施後



今後の予定

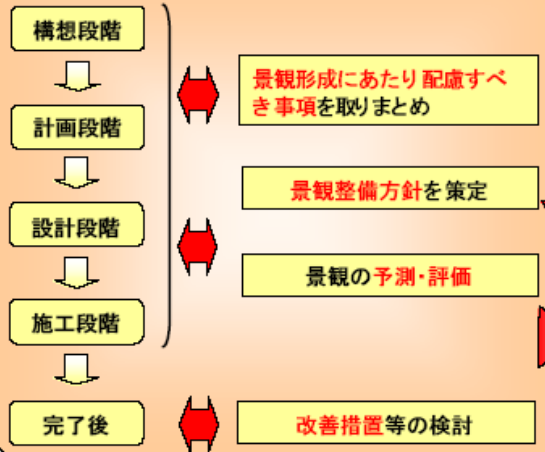
- 今年度から、直轄事業の一部を対象に、**試行に着手**
- 試行結果を踏まえ、景観アセスメント(景観評価)システムを**早期に確立**

国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)

基本となる景観評価の**仕組み、体制、具体的な検討の内容等**を定めたもの

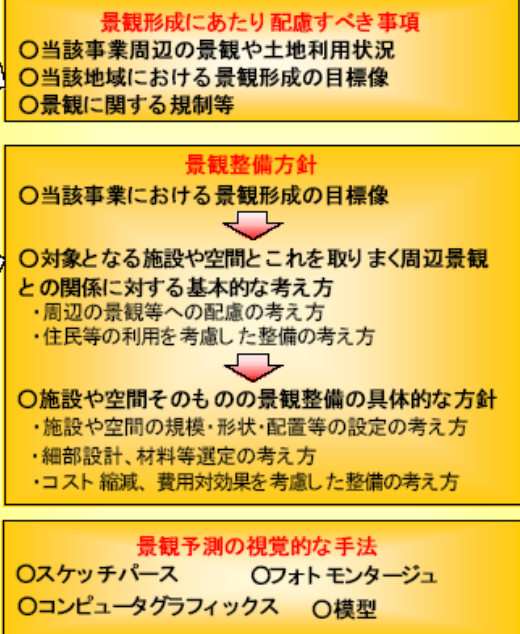
仕組み、体制

基本となる景観評価の**仕組み、体制**を定めたもの



- 景観アドバイザー**の活用
- 地方整備局等に**景観評価委員会**を設置し、景観評価の効果的な取組みを議論
- 「**国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン**」等の既存制度を利用して、住民等から意見を聴取

具体的な検討の内容等



出典：景観アセスメント（景観評価）システムの概要（平成16年6月 国土交通省）より一部改変